

第 791 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 4 月 24 日（金）14 時 00 分から 15 時 40 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- （１）さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（資料 1）
- （２）固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（資料 2）
- （３）小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（資料 3）

2 報告事項

- （１）区画漁業権に関する資源管理状況等について（資料 4）
- （２）共同漁業権に関する資源管理状況等について（資料 5）
- （３）定置漁業権の消滅について（資料 6）
- （４）神奈川県漁業調整規則の一部改正の公報登載について（資料 7）
- （５）横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について（資料 8）

3 その他

- （１）令和 8 年度県水産課予算の概要について（資料 9）
- （２）令和 8 年 7 月の委員会開催日程について
- （３）その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、
長塚 博久、福本 憲治、宮川 均、山田 正行、吉田 一博
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・ 事務局 小川事務局長、広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 加藤(健)GL、西田 GL、石黒技幹、片山副技幹、芳山主任技師、村尾主事、
加藤(大)技師、加藤(研)技師

議 事
小川事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中13名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それでは、ただいまから第791回の委員会を開会します。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、報告事項が5件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

山田委員、吉田委員よろしいでしょうか。

両委員
議 長

了 承

それでは山田委員、吉田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 加藤大棋技師
議 長

【資料1に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項(2)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 加藤研技師
議 長

【資料2に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

水) 芳山主任技師
議 長

続いて、諮問事項（３）「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

【資料３に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、報告事項（１）「区画漁業権に関する資源管理状況等について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事
議 長

【資料４に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等はございますか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それでは、そのように決定します。

続きまして、報告事項の（２）「共同漁業権に関する資源管理状況等について」を議題といたします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事
議 長

【資料５に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

玉置委員

２号に操業日数と人数が０となっているのですが、これは有効に活用されていると言っているのですか。

水) 村尾主事

こちらの北下浦に関しては、小型定置桁網と小型猪口網で０という報告になっているのですが、こちらは三浦の金田湾が行使をしているということで、北下浦に関しては０という報告なのですが、共第２号全体の行使条件からしてみると、ちゃんと行使されているとみているので問題ないとなりました。

また、こちらの方は共同漁業権の１号を見ていただければお分かりになると思うのですが、行使している内容によっては、０という報告もあるのでこちらの北下浦の第２種小型定置の行使に関しては０としても問題ないとみて報告と

玉置委員
議 長

させていただきました。

ありがとうございます。

それでは他に御意見、御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということによろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それでは、そのように決定します。

続いて、報告事項（３）「定置漁業権の消滅について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いいたします。

水）片山副技幹
議 長

【資料６に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（４）「神奈川県漁業調整規則の一部改正の公報登載について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いいたします。

水）加藤大棋技師
議 長

【資料７に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（５）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

事）石川主事
議 長

【資料８に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、その他（１）「令和８年度県水産課予算の概要について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いいたします。

水）西田 GL
議長

【資料９に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は説明を了承することといたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

福本委員
議長
福本委員

よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

くろまぐろについてずっと言っている話なのですが、第１次産業の漁業というのは守られていることは非常に分かるのですが、最近考えるのは、まぐろを獲っていい許可があるが獲ってはいけない。これは世界の話であって、日本の話については日本の水産庁が決めていると思うのですが、配分の仕方について。言葉が少し違うかもしれませんが、日本の国民として獲る権利があって平等ではないと思うのです。すべて平等という考えだと思うのですが、振り分けの中に平等という言葉がないと思うのです。

例えば、北海道が何トン、青森が何トン、神奈川が何トン。その決め方が曖昧だし、これからどう決めるかってのも曖昧だし、これからどう増えていくっていうのが曖昧。３年に一回と言いますけどそんな時間もないし。簡単に言えば、浜では死活問題だという話で。平等なはずなのになんでそんなに格差があるのか。これは日本の水産庁が決める話であって、世界的な話ではないところにあって、獲っていい悪いではなくて、TACの中の話は日本で決めればいい話なので、そこに格差があるというのはおかしいのではないかと思います。

その辺は間違っている考えなのではないでしょうか。

水）芳山主任技師

くろまぐろを担当しています芳山より回答いたします。

まず、漁獲枠の振り分けの基準が曖昧ということでしたけど、これについては基本的には過去の漁獲実績に基づいて振り分けられるという基準がございます。したがって、ある程度の調整があるにしても、基本的な基準というのがあります。各県ごとの配分が不平等なのではないかという御意見なのですけれども、これについては、すなわち漁獲実態に合った漁獲枠が設定されていないかという趣旨だと認識しております。これについては、私からも国の会

福本委員

議の度に何回も主張しておりますし、他の都道府県からも同様な意見が水産庁の方に寄せられているものというふうに認識しております。

ただ、なかなかどうしてもくろまぐろの漁獲枠に限りがございます、正直どこも足りている状況ではございません。ですので正直、どこか特定の場所が十分足りていて、そのしわ寄せが他のところに寄っているという構図ではなく、日本のくろまぐろが漁獲される県すべてにおいてある程度足りていない、不満がある状況にあると認識しております。

確かに、本県もくろまぐろの漁獲枠が、実態に対して大幅に足りていないということは認識しているのですが、この状況を少しでも打開できるようなというのは、働きかけて参ります。

ただ、正直国全体どこも枠がひっ迫してしまっている状況で、足りているという状況ではないということについてはどうか御理解いただきたいです。

それが不平等だと言っているのです。

県によってトン数が違うわけではないですか。だから言い訳を聞いているのではなくて、トン数が違うことが不平等なのではないですかと言っているのです。過去に遡って決めたのでしょうか、もう5年も6年もやっていて何の実績も積めないで、変わる要素が無いってことは曖昧であるとしか言いようがない話ではないですか。

例えば、何トン捨てたから何トン増えますという話ではないわけで。何トン捨てたって実績にはならない。では、どこから増えるのですかって話で。ずっと神奈川県は、増えないわけではないですか。まあ増えますよ。増えますけど、青森の680トンに比べて、60トンしかない。この格差というのは過去の実績であって、現在の実績ではないわけではないですか。その現在の実績をちゃんと理解しないで、またこの3年ごとに変えていくのでしょうか、それ自体が不公平ではないですか。平等ではないのではないですかと言っているわけです。

だから、みんなが困っているというのは聞いてないのです。分け方をちゃんとしてくれと。なんでそれをしないのですか。

水) 芳山主任技師

その意見なのですが、趣旨としては直近の漁獲実績といいましても、その漁獲実績というのはその時に設定された漁獲枠の範囲内のものであって、つまりその漁獲枠ってさらに昔の実績に基づいたものであるから、実態として直近の漁獲実態を反映していないのではないかというような趣旨だと思うのですけれども、この点については実際、他の各県も意識しております放流量とかを反映してほしいというような意見も国に寄せられておまして、実際我々としても海的环境も10年前、15年前と今とは大きく変わっている状況ですので、こういったことも踏まえて漁獲枠の配分を見直してほしいというようなことにつ

長塚委員

いて、配分の基準を見直してほしいということについては引き続き国の方に働きかけて参りたいと思います。

いいですか。自分は東京湾の漁師だから、あんまりまぐろのこと分らないのですが、やはり福本さんが言っていることは分かります。

漁師に話を聞いたら、やはりまき網の枠が一番多いと聞きました。

世界中でくろまぐろが絶滅するからと規制ができて、世界中でまぐろが増えてきたのに何で段々枠が増えていかないのかなと思います。規模的に世界規模だから分らないのですが、日本の漁師として考えると少し腑に落ちない部分があるのかなと思います。

福本さんも言っていました、やはりこれだけまぐろが増えてきて、毎日何トンも捨てているような状況が日本中にあるのに、なぜ日本の枠が増えないのかというのが分らない。その辺も踏まえて国とかにも考えてもらわないといけないのかなと思います。我々が会議に行つて話ができる立場ではないので。やはり国の代表が行つて話をするのですが、現状がこうですよというのをちゃんと伝えてほしい。

この間言いましたが、神奈川で毎日何トン捨てているのか、まぐろが増えたか減ったのかというのが分らないわけですから。その辺を踏まえて、神奈川でだいたい一日何トン放流しているとか、静岡で何トンとか各県の現状をおおよそでいいから把握してから考えた方がいいのかなと思います。

水) 芳山主任技師

よろしいでしょうか。まず漁獲枠の件なのですが、実際皆さんが浜での話を聞いている、あるいは直接実感されていることかと思うのですが、今くろまぐろの資源状態が大変増えているという状況でございまして、これは実際、科学的な資源評価でも同様な結果が示されています。当初の予定より大幅に早く資源が回復して、歴史的にも高い水準にあるというような状況であるというのは世界共通の認識ではあるのですが、なぜ今このように急速に回復したのかということについては、徹底した小型魚の漁獲抑制による資源管理の効果である、というような共通認識がされております。

したがって、くろまぐろは 30kg 未満の小型魚と 30kg 以上の大型魚とに漁獲枠が分かれておりまして、特に本県で重要になってくるのは小型魚の漁獲枠なのですけれども、大型魚については、資源量が増えてきたのだからその分枠が増えますというような方向で話が進んでいて、令和 7 年度から本県においても大型魚の漁獲枠が 4 倍以上に増えました。

ただ一方で、小型魚については、今まで徹底して小型魚を抑制して増えたのだから、これからは小型魚を保護していきましょうというような主張で国際会議にて話が進んでいるというふうに聞いております。したがって、国際会議において小型魚の漁獲枠の増枠については、かなり慎重な様子でございまして、

	特に枠が増えていないということについては、小型魚の話になってくるのかなと、増やしにくいというような状況にあります。 ただ、当然神奈川県も含めまして、日本近海、結構くろまぐろの小型魚というのも重要な資源でございまして、しかもくろまぐろの小型魚が獲れすぎることによって漁業自体に、資源管理に協力するにあたってそれがゆえに支障が出ているというような状況にあることも実態でして、それも会議等で我々も含めて主張しております。水産庁に対しては、小型魚の漁獲枠の獲得についても働きかけているところではあるのですが、なかなか国際会議や資源評価においては小型魚の増枠というのが難しいような状況にあるということは御承知おきいただきたいと思います。
長塚委員	でも、このまま行くと日本の漁師というか漁業者というのはどんどん減っていくと思います。 このまぐろの規制ができた時に、勝浦でメジを釣っているはえ縄の人は、みんなやめて陸に上がった人もいる。小さい船買ってイセエビ専門の漁師になった人もいる。既存の仕事をどんどんこういうふうにしていくと、漁師がどんどん住みづらい世の中になっていってしまうと思います。なかには、親から引き継いだ漁法でやっている次世代もいるけど、その人達ももう漁師をやめて陸に上がろうっていう時代も来ってしまうと思う。 やはり国としてもそういうのを踏まえて動いてくれないと、この先の日本の漁業は絶えると思います。
水) 芳山主任技師	今おっしゃられた意見についても、国のTAC意見交換会などの国の関係者が参加される会議でも、直接漁業者の意見として国にも寄せられているところがございます。そういった、このままだと資源がいるのに獲らせないというような状況は、いずれ日本の漁業を滅ぼしかねないというような危機意識は常に訴えかけておりますので、そこも水産庁に対しては、働きかけていきたいと思っています。 実際、国際会議においても日本を含むアジア諸国は、ある資源をきちんと活用しましょうよというような方向で働きかけているというような話を聞いておりますので、我々も引き続き漁獲枠の獲得について浜の現状を国の会議等で伝える等して、漁獲枠の獲得に向けて動いてまいりたいと思います。
福本委員	世界的な話はよく分かりましたが、日本のTACが少ないとか言っているわけではなく、日本の中の分け方がおかしい。小型魚がどうの、大型魚がどうのという話ではなく、分け方がおかしい。今の分け方は何の根拠もないわけではないですか。根拠はあるのですか。言えるのですか。
水) 芳山主任技師	根拠というのが、直近の漁獲実績になっていまして。

福本委員	いやいや、それは分かります。言っていることは分かるけど、実際に確定したトン数の根拠がないですよという話。
水) 芳山主任技師	確定したトン数というのは。
福本委員	獲った実績もないから増えないわけで。
長塚委員	確かに、福本さん。自分でも思いますが、今までは神奈川でまぐろなんか獲れなかった。今までの実績が確かでない。元々獲っていたところはあるかもしれないが、多分神奈川はそれだけの実績がないから配分が少ないというのは分かる。しかし現状は目に余るほどいるわけなのが事実。我々漁師からすると目の前にまぐろが跳ねているのに獲れないという現状だから、もどかしい部分があります。
福本委員	先ほど4倍増えたと言っていましたが、では600トンの4倍と60トンの4倍では違うわけではないですか。どちらも4倍なら、とんでもなく違うわけではないですか。だから4倍という意味が何の意味があるのかなという話になってしまうわけです。
水) 芳山主任技師	少なくとも令和7年度から大型魚の漁獲枠が4倍以上増えたと申しましたけれども、それ以前の漁獲枠というのが、たまに定置網に混獲されたものを揚げる程度までしか枠が配分されていなかった。これは今まで、神奈川県内の大型魚の漁獲実績がなかったということと、大型魚を専業とする漁業者があまりいなかったというような実態があったところだったのですが、少なくともこれについては、今、定置網にも頻繁に大型魚が入るし、くろまぐろを専業にして漁獲する漁業者も現れ始めていて、このような状態で、漁業の実態に合っていない、本県の水産業の発展を阻害していることを主張し続けて、少し実態に近づいた漁獲枠が配分された結果であるというふうに認識しております。
福本委員	言い訳を聞いているのではなくて、これからこうして欲しいということを言っているわけで。
水) 芳山主任技師	なので、これからもどんどん変わっていったところもあると思うので、少しでも現状に合わせた枠配分になるように努めてまいります。
福本委員	いやいや。現状というものが無いでしょと言っているのです。根拠がないではないですか。だって、今獲っている現状が分からないではないですか。 うちの定置で何トン逃がしたかわかりますか。
水) 芳山主任技師	それはちょっと、客観的なデータがないので分かりません。
福本委員	ないので、ではなくて集めないからないわけで。何の根拠もなくやっていて、ずっと増えないって話ではないですか。
大竹委員	いつまで経ったって同じ数量で実績が来るから増えないわけですよ。でも実際逃がしている分は、大量にあるわけです。それを載せた分でどのくらい枠をくださいというのだったら分かるのだけど、昔のままの数量で4倍増えた、

	昔の実績に対する4倍と実績が多いところの4倍とでは全然違うわけですね。 だからそれを見直さなければ駄目だということを言われているわけで。基準がおかしい。
長塚委員	このところずっと同じですよ。では来年もあれだけの魚を放流しなければいけないのという話になってしまうから。
大竹委員	基準が低いままで来て増えないから。4倍増えたって、4倍なんて元々が低いところで4倍だから。 今とんでもないくらいいるから。ぴょんぴょん跳ねている。潮がズーンと突っ込んできて、いい潮になってきて餌がいる。ぼんぼん跳ねていますよ。漁師も沖でぼんぼん跳ねているよと言っているから。 だって、珍しいよね。他の魚釣っていて外道がメジだ、まぐろだと言っているんだから。けども、釣ってはいけないから逃がさなければいけないと言って泣いている方々が大勢いるんだから。 だから、基準が低いところで4倍増えたって、基準がちょっとしかなかったのだから、そのちょっとの基準自体を見直さなければだめだよ。今の基準でどのくらい欲しいっていうのだったら文句は出ないと思うのだけ。 青森は元々がいっぱい獲っていたって、それをどうのこうのっていうのは言いたくはないけど、他がちょっとしか獲れない基準で、枠はこれだけですよと言われても。今それ以上にたくさんいるのだから。海の中にかなりいますよね。
水) 芳山主任技師	実際に、実績以上の漁獲実態があるということについては引き続き国にも伝えていきます。
福本委員	いや。
大竹委員	それを神奈川県だけでもいいからどのくらい逃がしているのか。捨てていると言っては問題あるけど、放流しているのかというのを集めないといつまで経っても同じ漁獲数で国に報告することになりますよね。実際逃がしている分はこれだけあるんですよ、と報告してどうぞ獲ってくださいとなって、みんなで獲ることができるようになれば、ものすごい量獲れると思いますよ。 その最初の基準が少ないからそうなっている状態で。その基準を見直してください。そうすればもっと数字は違ってくるのではないのですか。見直せるか見直せないかは分からない。青森だって、青森は青森の理由があるだろうから。
長塚委員	多分、青森は青森で昔からお父さんたちがやっていたものがあって、枠が残っているからそれを引き継いでいる人達が今の枠で飯食っている。それを減らせというのは我々も難しい話かもしれないけど。

	神奈川とすると、今までいなかった魚が増えたのに商売にならないというのは、この先の若い世代の人達にもどうなのかなと思います。
大竹委員	一番問題なのは、元々いた魚が少なくなっているの、増えた魚は獲らせてもらいましょうとしないと。
長塚委員	だから、漁の仕方を変えていかないと自分たち神奈川の漁師は飯食えないよという話で。なんかお前仕事ないのかと言っても、まぐろがいるらしいけど釣っても商売にならないから、行ってもしょうがないという話になってしまうから。
大竹委員	神奈川県の方でも実態をきちんと把握してないと。ただ揚げた分だけで年間これだけですと。それで消化率何パーセントですと言っていたらいつまで経っても同じ。
長塚委員	だから、言い方。捨てたのではなくて放流した分は何トンあるのかと。 うちの組合の人達もまぐろ釣りをやりたいと言ったときに、少し調べたら、走水は許可も持っていないし、実績がないから神奈川でも枠が一つももらえていない。だからやっても売り物にならないよと言われてやめている。
福本委員	そこもおかしな話だと思いますけどね。
大竹委員	毎回言っているのだけど、釣りをやるのに、自由漁見直せと言いたくなってしまう。自由漁ではないですよ、そんなの。これ釣っては駄目だよと。だけでも、片方で自由漁と言っているのだから。自由漁でも何でもなし。 結局、法を曲げているわけですよ。自由漁なんか何でもいいわけですよ。
水) 芳山主任技師	そもそも、くろまぐろは。
大竹委員	いや、くろまぐろではなくて。釣りというのは自由なわけですよ。
水) 芳山主任技師	そこも少し解釈が分かれるところでございます。原則、神奈川県界限においては、一本釣漁業は基本的に自由漁業なのですが、くろまぐろを目的とした一本釣りについては。
大竹委員	それが変わってしまったわけですよ。負けてしまったわけですよ、私から言わせてもらおうと。
長塚委員	許可漁業になりましたよね。
水) 芳山主任技師	承認制です。
長塚委員	承認制ですか。
水) 芳山主任技師	はい。
長塚委員	調べたら、許可をとらないといけないうて。
水) 芳山主任技師	太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたものでないと、くろまぐろを採捕してはならないというような委員会指示が。

大竹委員	その枠がないのですよ。枠がもう決められてしまっているから。増やしてくれればいいのだけど。
水) 芳山主任技師	実はそれが、令和7年に少し枠が増えた時、承認の枠も増やせる機会がございまして、その時に少しだけ増えてございます。 これから、増枠の機会があれば、もしかしたら承認の数の枠も変更がある可能性がございます。
大竹委員	増やしても、漁獲高を増やさないと何にもならない。
長塚委員	でも、少しずつでも増やしていかないと、どんどん増えていかないから。少しでも前向きに増やしていってもらって、頑張ってもらって枠がもう少し増えていくような形。一度には増やせないということでもんね。
水) 芳山主任技師	そうですね。やはり少しでも現状に合わせていくように漁獲枠と漁獲努力量、承認の数を少しでも増やせるよう。
大竹委員	増やすには基になるものがないと増やせない。だっていつも同じですよ。結局、増えたと言ったって、これだけ増えたけど今年は100%でした。でも海ではもっといるかもしれない。本当はこれだけ漁獲がある、放流したのですというのを国に報告して、もっと何とかしてとやらないと。国は「100%おめでとうございます」で終わってしまう。だから他の県も全部それやって、これだけ放流しているのですね、もっと考えを見直すと思いますよ。それが数字に出てきてないから増え方が少しずつしか増えてくれないのではないですか。
水) 芳山主任技師	一応、たくさん増えてきているところと、実は昔獲れていたけど今はそうではなくなってところも出てきているのではないかいというのはございまして。
大竹委員	それは今、まぐろでは考えられないです。どこにでもいる。
水) 芳山主任技師	一応そこは調整する制度はございまして。例えば、漁獲枠が8割を超えると翌年の配分を少し多くもらえるという制度があるのですが、御認識の通りどこもかしこも増えてきてしまっているんで、そういった制度が機能しなくなっているというのが感じているところでございます。 そういったところでは放流量も相当あるのですと、そういった意味も含めて漁獲実績、漁業の実態に合わせた配分をお願いしますよということは引き続き国の方に訴えかけて参ります。
大竹委員	国も、「どこの県もいっぱいまで獲っている。よかったね。」で終わってしまっているのではないですか。だって、放流した分って分からないですよ。報告されてないわけですよ。
水) 芳山主任技師	放流支援事業というものがございまして、要は定置網に入って枠の都合で放流した分について、その作業分を補助しますという事業がございまして。
大竹委員	補助しますというのではなくて、放流した分もちゃんと報告してください。 国に、神奈川県ではこれだけ放流しているのですと。でないと結局いつまで経

水) 芳山主任技師

っても増えていかないわけですね。100%だからいいじゃないかとなってしま
うではないですか。

先ほど補助の話をした趣旨は、補助を出しますというのではなくて、そ
ういったものを報告書などで放流量の実績を少しずつデータが集積されていま
すということが申し上げたかったというのが一つでございます。

あと、引き続き放流量を調査する必要があるのではないのということについ
ても、国の会議でも、他の県からも意見として出されておりますので、こうい
った意見も引き続き放流量の調査ということについても働きかけて参りたいと
思います。

大竹委員

それは徹底した方がいいと思います。国だって分かっていないと思うから。

玉置委員

さっきの放流量の話なのですが、例えば、京都府では水試が中心になってい
ると思うのですが、漁業者からどれぐらいのまぐろをだいたい何匹くらい何
日に逃がしましたとみんな報告させて、府の方で一括して集計したりしてい
る。ですから国が動かなくても県独自にやっているところはあるという事例が
ございます。

水) 芳山主任技師

ありがとうございます。

議 長

よろしいでしょうか。やはりどれくらい放流しているかというのはなんとか
してデータとして集める努力をした方がいいのかなという気がするのですけ
ど、それはいかがですか。そういうことやるのはとても大変だと思うのですけ
ど、やはりルールを作ってどういう方法でデータを集めて、どういうデータの
集め方をするのかというのを、まず検討しなければいけないと思うのですけ
が。

私は例えば、放流する前の 30 秒くらいを携帯でビデオを撮って、それを A I
で分析すれば、ある程度の量を把握できるのではないかなと勝手に思っている
のですけど。そういう方法とかをいろいろ検討して、何とかしてデータ化する
という努力をしないと、多分 5 年経っても 10 年経っても同じような話になっ
てしまうと思うのです。それをできれば、検討していただきたいと思うのです
けどいかがでしょうか。

長塚委員

神奈川でやると各県も余分に欲しいから同じようなことをして、結局同じ枠
配分になってしまうのですね。

議 長

いや、全体でやればデータが全国的に集まって配分の仕方がかなり改善され
ると思います。

だから、さっきおっしゃっていたように 5 年か 10 年前の過去の漁獲量データ
を基にしているわけなので。今は状況も変わっているので現在の状況で、各県
で獲っている量と放流している量を合算して、その配分で分ければある程度公
平な配分になるような気がするのですけど。そういうことをしないと、多分各

	県の皆さん不公平だと思っておられると思うのです。それを解消するためにはやはり、全国的にデータを集めてやらなければいけないと思うのですが、水産庁はそれをやらないので、県単位でやって各県に広げていくというやり方しかないのかなというふうには思います。
玉置委員	一つ問題になると思うのが、定置の場合待っていて入ってきたまぐろを放流していると。実際にそういうデータが出てくると思うのですが。例えば、釣りとかはえ縄の場合、獲りにいかないと。だから獲れないと。そちらの方の実績は見ないで放流だけを見るのか。そういった他の漁業からの定置への批判や反論というのも出てくるとは思われます。
長塚委員	確かに、「燃料も高いし、売れないのに海に行ってどうするんだ」と言って一本釣りは出ないだろうし。縄も行かないだろうし。
福本委員	すごいよく分かる話で、定置に入ったものはそうかもしれないですけど、はえ縄とかまき網と一緒に、まぐろがもう駄目だから定置も行かないというふうにやればいいわけですね。そういうふうに言うと、海に出ないで獲らないで保証して年間いくら定置漁業者に渡しますよというのがあるのですが、それ年間 40 万なのです。100kg のまぐろ 4 本で終わりなのです。それが最初 400 万なんて言っていたから、やってみようかと言って蓋開けたら 40 万なのです。だからすべてが不公平な感じがして。 はえ縄とかと同じようにいくらと言ってくればいいのですが。もう獲っては駄目だと。定置も獲りに行くなと言ってくれるくらいではないと。で、その分、保証をもらえればいいわけですから。なんにもしないで。でも、そういう話ですよ、結局。
水) 石黒技幹	ちょっといいですか。今、福本委員からお話ありましたが、現場を知らないと言われてしまうかもしれませんが、基本的にはこの取組というのは資源管理という大前提があって皆さん取り組んでいる。
福本委員	いやいや、資源管理に対して言っているわけではなくて、分け方に言っているわけ。
水) 石黒技幹	もちろん、その大前提が資源管理であって、その中でどう平等に枠配分するかというところで、今の方がいいかどうか別として、平等に皆さんへ枠を分けるために今の方法があるというのが現在の資源管理のやり方だと思うので、そこはある意味平等の意味が違うかもしれないですけども、神奈川県は神奈川県、他の県は他の県それぞれの状況があっての今の分け方というのが行われているというのが現状なのかと思っています。 もう一つ、今、網を閉めて逃がすという話がありましたが、これは大前提としては、やはり資源管理、この前提の取り組みなので。生きたまま逃がすという前提で皆さんに取り組んでもらっている現状だと思いますので、そこはや

鵜飼委員

はり根本的な考え方としては、なかなか定置網というのは難しいというのは分かっています。けども、やられている方もいらっしゃいますので、資源を大事にするという意味ではどう逃がすか、というところはやっていかなきゃいけない部分だというふうには考えています。

いいですか。今、福本委員が言われている実態をまだデータなり、みんながよく分かってないのではないですかね。そこをしっかりと、県が把握するという。まず放流する、そういう行動が行われていない。さっき京都府でデータを集めていると玉置委員がおっしゃっていましたが、水産技術センターと一緒にそういうことを把握する策を考えるというのをしていかないと、同じようなことが起こると思うのです。

さっき会長もおっしゃられましたけど、写真を撮る。誰かが放流なりしている写真を撮る。これを船の方でもいいから撮って、こういう状況だということを。口だけでは分かんないですもんね。100 トンという数字だけ聞いても分からないですよ。それは今後の対策としてどうなのですかね。水産課としては全く考えられないですかね。同じことが起こるではないですか。確かに資源管理は資源管理。資源管理だけど獲れないで放流するまぐろが死んでいる。死んでいるものも管理の範疇であったはずなのですよ。その数字を把握できてないということですよ。おそらくそこの辺から入っていかないと、議論がかみ合わないと思います。

長塚委員

何軒定置網があるかわからない。もしかしたら、福本さんのところばかりが獲れているかも分からない。全体的に獲れているかは、自分は分からない。でもそれなら、神奈川の定置の中で全体がどれくらい放流しているのかというのを、一度、調べなければいけないですよ。一回調べないことには、県としての意見も言えないだろうし。

鵜飼委員

そういうことですよ。何か方法を考えないと毎回同じ議論になってしまうから。また逃がしたというときに、また悔しい思いするしかない。それを定置の漁業者と一緒にあって、策を考える方法はないのでしょうか。

青木勝海委員

莫大な量になる。

鵜飼委員

でもその時誰か写真撮るなり、なんかメモでも取るとか、それをすぐ水産課に送るとか、試験場に送るとか、そういうことを神奈川県として考えていかないと。

長塚委員

そういうふうにはやっておかないと、毎回毎回集まるたびに福本さんの言うことが同じになってしまう。でもデータ取って、これから県として何っていきますよと言いつけてもらわないことには毎回話が同じになってしまう。

小川事務局長	すみません。「思い」というのですかね、まぐろを大事にしなければいけないという思いだとか、きちっと適正に利用したいというのは共通していますけども、やはり、漁業の現場で命を直接扱っている漁業者の方、それと水産の行政とではギャップがある、というふうな認識もあると、そういうこともあり得ますので、まずは調査をしたいと思います。調査のやり方というのもいろいろあると思います。例えば、何年か前にウミガメが定置に入って死んでしまうというような話がありまして、紙のアンケート調査を全定置にさせていただきました。それでもかなりデータとしては集まりました。 要は、紙で聞く方法、聞き取りをする方法、直接船に乗って実際に見る方法、いろいろあると思います。記録に残していただいて定量的に、実際に何トン逃がしているというところまでやるとすると、現場の負担というのも当然比例的に増えていくということもありますので、やはりバランス的なものもあると思いますから、どこまでの調査ができるかということも含めて、検討します。何らかの形でまずは全体の実状把握を行ってみたいと思いますけども、それでよろしいでしょうか。まずはそういった形でやらせていただきたいと思います。
山田委員	今、このままくろまぐろが増えてしまうと、まぐろにキンメを取られてしまうのですよ。今まではサメからの被害だけだったのが、まぐろが増えすぎる、獲らないというふうになるとまぐろの方からも出てくると思います。
長塚委員	結局、まぐろが増えたからって、利害がある商売が出てくるから、増えてもね。
山田委員	もう、キンメもやられているからね。段々そっちの方面からもかなり出てくると思いますよ。
小川事務局長	まずは中で相談させていただいて、何ができるか。あまり負担を掛けたくないというのもありますので、バランスを取った形での調査を検討したいと思います。
議長	それでは、放流している実態を把握するということで、その調査を実施していく方向でいくと。で、その内容についていろいろ検討していくということでもよろしいでしょうか。 それでは是非よろしくお願いいたします。 他に何か御意見等ありますでしょうか。
水) 芳山主任技師	よろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。
水) 芳山主任技師	まぐろの件についてなのですが、水産課から一点報告がございまして、今、枠が実態に合っていないというような話があった中で、実際これが具現化するような事案が発生しました。

	今週の火曜日 21 日に、くろまぐろの小型魚を四半期ごとに神奈川県は漁獲枠が分けられているのですが、1 日で四半期の枠を大幅に超えるくろまぐろの漁獲がございました。この件については、水産課でもすでに漁獲報告を受けていまして事態としては把握しております。 この事案なのですが、その前まで枠に余裕があったので漁獲抑制措置を発動していなかったのですが、それで割当量を超える水揚げをしてよいのか、ということについては、少なくとも漁業法及び県の資源管理方針の理念に反する事態ですし、看過できない事案であるというふうに認識しております。ですので、本件については漁業法試験資源管理方針違反に当たる可能性もあるというふうに考えておりますので、現地での実態の調査も踏まえて詳しく調査を行って、適切に処置を講じていく方針でございます。 他の漁業者のみなさまにも不自由な思いをさせているところで恐縮ではありますが、あらためて資源管理等漁獲可能量の順守を強く要請していきたいと思っております。
福本委員	今、どこかの定置が枠以上に獲ったということですか。
水) 芳山主任技師	どことまでは申せないです。
福本委員	いやいや、そういうことではなくて。枠以上に獲ったということですか。
水) 芳山主任技師	揚げたら枠を超えてしまっていたというような状況かと。
議 長	四半期の残りの枠以上に獲ってしまったということですね。
水) 芳山主任技師	そうですね。
議 長	で、残りというのはどれくらいの量だったのですか。一日で、一回でそれを超えてしまうくらいの量だったのですか。そんなに大した量ではなかったのでしょうか。
水) 芳山主任技師	残りは 3 トンちょっとだったと思うのですが、それを大幅に超えるような事案が発生しました。それで今、採捕停止の指導を出しているところで、来週の火曜日から採捕停止命令を発動する予定です。
議 長	それを揚げる前に、揚げてしまったら超えるだろうということは、分かっただろうということなのですか。
水) 芳山主任技師	そこも踏まえてこれから調査します。
長塚委員	まあ、でも獲った方は初日だからね。
水) 芳山主任技師	正直、まだ 3 トン弱残っていて、消化率という点でも 10% くらい。
福本委員	3 トン残っていて 6 トン入って、6 トン獲ったということですよ。
水) 芳山主任技師	具体的な数字まではちょっと。
福本委員	いやいや、そういうことですよ。
水) 芳山主任技師	まあ、例でいうとそういうことです。
福本委員	そんなのすぐ分かりますよ。

水) 芳山主任技師 長塚委員	そこも踏まえて調査します。 我々も商売だから、なかには初日だと獲り得だと思う人もいますよね。
水) 芳山主任技師 長塚委員 大竹委員	そういった潜在的な意識も含めて、調査して適切に処置してまいります。 それだけいるということですよ。 だってイナダ釣りに行って、メジがかかって参った。邪魔でしょうがないと言っていますよ。
議 長	はい、分かりました。 では、調査の方よろしく願いいたします。 他に何か御意見ございますでしょうか。 どうぞ。
水) 芳山主任技師	先月の委員会におきまして、ブリのTACについて、ブリのTACが設定されるまでに国のステークホルダー会合TAC意見交換会が何回開催されてどのような議論がされていたか、という質問について回答を保留していたと思いますので、この場で報告をさせていただきます。 本日配布した紙1枚の資料に詳細がございます。本日に至るまでに、ブリのステークホルダー会合及びTAC意見交換会は計4回開催されておりました。 第1回資源管理方針に関する検討会というのが令和5年10月1日に開催されたのが、大掛かりな国による初めての会議のようです。ここでは、ブリのTACの導入にあたって最新の資源評価ですとか最大漁獲量の推定結果。あと、TACの導入にあたってのステップアップ管理についての説明がありました。資源評価に関しての詳細のことですとか、TAC制度導入後の採捕停止命令の運用についての意見交換が交わされて、定置漁業者関係のみなさまからは、TAC導入後も定置網漁業を安定的に操業できるように配慮を求める意見が寄せられておりました。 2回目の会議が令和6年3月19日に2回目のステークホルダー会合が開催されまして、資源評価の結果と資源管理の目標、あとステップアップ管理についての説明がありました。ここでは漁獲枠策定の根拠となる漁獲実績の在り方についてですとか、管理年度。ここで4月始まりのグループと7月始まりのグループに分けるというようなことが提示されたようで、これについて議論が行われておりました。 3回目、TACが導入される直前の会議でTAC意見交換会が令和7年1月17日に開催されまして、この年、令和7年4月からブリのTAC管理が導入されるのですが、これについて最新の資源評価の結果ですとか、令和7年度の最初の漁獲可能量の配分、TACのステップアップ管理について説明がありました。ここで令和7管理年度では、4月から3月の管理年度にするグループと7月から6月の管理年度にするグループに分かれることと、ステップ1の管理

	として全管理年度共通で10万1000トンの内数という数量が配分されるということについて説明がありました。また、TACの柔軟な対応として、漁獲枠の繰入、繰越のルールを導入等について説明がありました。ここではステップアップ管理について、ステップ2から3へと移行していく際の目標について議論が行われて、くろまぐろの時のような早急な漁獲管理を導入して、現場の混乱を来さないように要望するという意見が寄せられておりました。 4回目が先日令和8年1月23日に令和8年7月22日8年度TAC意見交換会が開催されました。ここで、ブリのTAC管理が4月からステップ2に移行するということにあたりまして、漁獲可能量の設定の考え方のほか、ステップ2における漁獲可能量の繰越、繰入の考え方、融通のルール、具体的なルールについて説明がありました。また、いずれステップ3に移行していくまでのスケジュールや漁獲可能量の算定方法について議論が交わされまして、繰越、繰入といった融通の制度が成熟するまでステップアップは慎重にするべきという意見ですとか、漁獲可能量を獲得するためだけに意図的に漁獲努力漁を増やす事例があるのではないか、というのを危惧する意見が寄せられていました。 以上で報告となります。
議長	はい、ありがとうございます。 これにつきまして、何か御意見御質問ございますでしょうか。 最後の方におっしゃったのですが、必ずしもスケジュールに則ってこのままいくとTACが実施されるということではない。
水) 芳山主任技師	今のところの水産庁で示されているスケジュールでは、今ステップ2に行きまして、ステップ2が2年施行してからステップ3に移行するといったロードマップが示されていますが、基本的には制度が成熟するまではステップ2のまま留まるべきだというような意見も寄せられていますので、そこは引き続きこうした会議の場で、成熟しているのかどうか審議をして、必要に応じて早急にステップ3に行かないように要望するということもしてまいります。
議長	はい、分かりました。 他に御意見ございますでしょうか。
玉置委員	よろしいでしょうか。 なかにはステップ3にスケジュールどおり早く行きたいと。理由としては、前回もお話したのですが、大中まきの漁獲量をストップできるのはTACだけだから、それを抑えるためには早く行こうという積極的な意見があったということは一応御承知おきを。
議長	はい、分かりました。 ほかに。はい、お願いします。

福本委員	付け加えたと思うのですが、そういういろんな意味で早くTACを決めたのはいいと思います。決めても、それを現状に合わせて変えていくようなことも入れといたほうがいいのではないかなということは僕も思いますけど。早くやって現状で変えていくというのが大切なのではないかなと。
議長	ありがとうございました。 では、この件はよろしいでしょうか。 では、はい。よろしくお願いいたします。
事) 広瀬事務局長代理	事務局から一点御説明させていただきます。時間もだいぶ押しているので要点のみ御説明させていただければと思います。 本日お配りしている資料の中に右上に「8全漁調連第4号 令和8年4月17日」と書いてある綴りを御覧いただければと思います。こちらの綴りは、全漁調連が毎年国に対して要望を行っていますが、今後の要望活動にあたっての依頼を事務局長名でいただいたものでございます。 そもそも国への要望につきましては、各ブロック会議で要望を取りまとめて全国に送っているというような流れなのですが、神奈川県が属している東日本ブロックは特に、各県が独自に要望文案を作ってそのまま全国に上がっているような形になっておりまして、全国の事務局から要望を一本化してほしい、まとめてほしいというような要望がございました。 また、過去からの経緯がございまして要望書が毎年膨大な量ございます。これもスリム化したいというような趣旨で今回このような依頼文が出されたところでございます。 具体には2ページ目にカラー刷りになっておりますけれども、たたき台というものを全漁調連の事務局が作ってくれまして、このたたき台を加除修正するような形で要望を作っていくというような提案でございます。令和9年度要望と書いてございますので、今年の要望ではなく来年の要望になります。今年の要望につきましてはすでにできておりますので、夏ぐらいに国へ要望いたします。国からの回答結果を見ながら9年度要望のたたき台を修正していくというような作業を行っていきます。資料の10ページをお開きいただければと思います。例えばなのですが、資料10ページの真ん中辺り2の太平洋くろまぐろの資源管理という項目がございます。赤字になっている箇所はすでに事務局の方がある程度修文しているところでございますが、これの(2)で国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善というような項目もございますので、今後委員のみなさまのお知恵を拝借しながらこういったところを、修正、アップデートしていければというふうに考えておりますので、また時期が参りましたらお知恵をいただければと思いますのでよろしくお願いいたしますというふうに考えております。

議 長

以上です。

はい、ありがとうございました。

今の説明について何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

他に御意見御報告等ございますでしょうか。

それでは、本日の委員会は、これで閉会とします。

なお、次回は5月27日水曜日14時からの開催となっております。よろしく
お願いいたします。